

**介護予防・日常生活支援総合事業
第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス）
重要事項説明書**

訪問介護の契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。不明な点があれば質問願います。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人尚豊会
主たる事務所の所在地	〒512-0911 四日市市生桑町菰池458番地1
代表者（職名・氏名）	理事長 古橋 亜沙子
設 立 年 月 日	平成10年3月30日
電 話 番 号	059-330-6000

2. 事業所の概要

事業所の名称	みたき在宅ケアセンター	
事業所の所在地	〒512-0911 四日市市生桑町菰池458番地1	
電 話 番 号	059-330-6536	
FAX番号	059-330-6537	
指定年月日・事業所番号	平成16年4月1日	24A0200600
通常の事業の実施地域	四日市市	
併 設 事 業 所	みたき総合病院 通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション みたき在宅ケアセンター 訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所	

3. 事業の目的と運営方針

目的	要支援状態にある高齢者に対し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問型サービスを行い、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるようサービスを提供する。
運営方針	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身機能の改善、環境整備等を通じて自立を支援し、生活の向上に資するサービスの提供を行い、意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うこととする。 ・訪問型サービスを実施するにあたり、必要に応じて利用者の心身の状況等を把握し、個々のサービス目標、内容、実施時間を定

	<p>めた個別計画を作成し、個別計画の実施状況の把握及びその結果を指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター及び委託を受けた居宅介護支援事業所）へ報告することとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービスの実施にあたっては、利用者の心身の機能、環境状況等を把握し、指定介護予防事業者、医療機関及び関係市町村などと連携し、効率性・柔軟性を考慮した上で、要支援者等ができることは要支援者が行うことを基本としたサービスの提供に努める。 ・四日市市が定める基準及びその他の関係法令等の内容を遵守し、事業を実施するものとする。
--	--

4. 提供するサービスの内容

(1) 身体介護	①食事介助 ②入浴介助 ③排泄介助 ④清拭 ⑤体位変換 等
(2) 生活援助	①買い物 ②調理補助 ③掃除 ④洗濯 等
(3) その他サービス	①介護相談 等

5. 営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで（祝日は通常営業） ※年末年始（12月30日～1月3日）は相談によって実施します。
営業時間	8：30から17：30まで ※早朝（6：00～8：00）、夜間（18：00～22：00）、日曜日のご利用につきましてはご相談ください。

6. 事業所の従業員の体制

	資格	常勤	非常勤	合計
管理者	介護福祉士			1名 (兼務)
サービス提供責任者	介護福祉士			1名以上 (兼務)
サービス従事者	介護福祉士			3名以上 (兼務)
	初任者研修（ヘルパー2級）			

7. 利用料等

サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。

ただし、支払方法が償還払いとなる場合には、利用料の全額をお支払いいただきます。支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 予防介護・日常生活支援総合事業の利用料

【基本部分：訪問介護費】

	単位数	利用料金	1割負担	2割負担	3割負担
訪問型サービス 1 1 週 1 回程度	1, 176 /月	12, 253 円	1, 225 円	2, 450 円	3, 675 円
訪問型サービス 1 2 週 2 回程度	2, 349 /月	24, 476 円	2, 447 円	4, 895 円	7, 342 円
訪問型サービス 1 3 週 3 回程度	3, 727 /月	38, 835 円	3, 883 円	7, 767 円	11, 650 円
訪問型サービス 2 1	287 /日	2, 990 円	299 円	598 円	897 円

【加算・減算】

要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算又は減算されます。

加算等の種類	加算・減算額（1回あたり）				
	単位数	基本利用料※(注1)参照	利用者負担金 (自己負担1割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担2割の場合) ※(注2)参照	利用者負担金 (自己負担3割の場合) ※(注2)参照
初回加算	200単位	2,084円	208円	416円	625円
介護職員等処遇改善 加算 I	所定単位数の 24.5%		左記額の 1割	左記額の 2割	左記額の 3割

(注1) 上記の基本利用料及び加算等は、厚生労働大臣が告示で定める金額（事業所の所在地が6級地のため、単位数に10.42を乗じた額）であり、これが改定された場合は、これら基本利用料等も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料等を書面でお知らせします。

(注2) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 上記の利用者負担金は目安の金額であり、円未満の端数処理等により多少の誤差が生じることがあります。

(2) その他の費用

交通費	通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問介護を行う場合に係る費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から、距離1kmにつき10円を請求します。
-----	---

(3) キャンセル料

利用予定日の前にサービス利用の中止又は変更をすることができます。

この場合には、利用予定日の前営業日17時までには事業所に申し出てください。利用日

の前営業日17時まで連絡がなく、サービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、利用者の体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料はいただきません。

キャンセルの時期	キャンセル料
ご利用日の前営業日17時までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用日の前営業日17時までにご連絡がなかった場合	介護保険で定める料金（予定されていた報酬）の10%相当額

（４）支払い方法

毎月、10日までに前月分の利用料の請求をいたします。お支払方法は、原則、銀行・郵便局の指定口座からの口座振替（料金自動引き落とし）となります。

ゆうちょであれば、サービス提供月の翌月15日、その他の金融機関であれば、サービス提供月の翌月27日に振替を行います。

なお振替日が金融機関の休業日の場合、翌営業日に振替を行います。

8. サービスの利用に当たっての留意事項

- ・サービスの利用中に気分が悪くなったときは、すぐにお申し出ください。
- ・訪問介護員は、医療行為及び医療補助行為は行うことが出来ません。
- ・利用者以外へのサービスの提供（ご家族へのサービスの提供）は行えません。
- ・利用者及家族からの金銭又は物品の授受はお断りしています。
- ・警報発令時や積雪等の悪天候により安全に訪問が出来ないと判断した場合、時間の変更等を相談することがあります。

9. 秘密保持及び個人情報の保護

- ・事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、この契約終了後も同様とします。
- ・事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ・事業所は、利用者の個人情報については利用者から、その家族の個人情報についてはその家族から予め文書で同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又はその家族の個人情報を用いません。

10. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変や大規模災害、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
	氏名	
	所在地	

	電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (利用者との続柄) 電話番号	

緊急時において、可能な限り利用者の安全の確保に努めますが、従業者に重大な危険が発生する場合は、従業者の生命を守る行動を優先します。

1 1. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

1 2. 虐待の防止

利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- ・虐待防止のための指針を整備しています。
- ・従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ・虐待に関する措置を適切に実施するための担当者を設置します。

(担当者：訪問介護管理者 藤原 由紀子、在宅ケアセンター長 山浦 康孝)

サービス提供中に従業者又は、養護者（現に擁護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した際は、速やかにこれを市町に通報します。

1 3. 衛生管理

- ・訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ・事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。
- ・事業所において感染症が発生し、又は、まん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 1. 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 2. 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 3. 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1 4. 事業継続計画の策定等について

・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防訪問介護相当サービスの提供を継続的に実施するため、及び、非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画（事業継続計画（BCP））を策定し、その計画に沿って必要な措置を講じます。

・従業者に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。

- ・定期的に事業継続計画の見直しを行い、必要に応じて事業継続計画の変更を行います。

15. 苦情相談窓口

利用者は提供されたサービスについて苦情があった場合は、下記の窓口に対し、苦情を申し立てることができます。

(1) 事業所の窓口

事業所相談窓口	電話番号 059-330-6536 受付時間 月曜日から土曜日 8:30~17:30 苦情受付担当者 管理者 藤原 由紀子 苦情解決責任者 センター長 山浦 康孝
---------	--

(2) その他苦情申立の窓口

苦情受付機関	四日市市役所 介護保険課	電話 059-354-8190
	三重県福祉サービス運営適正化委員会	電話 059-224-8111
	三重県国民健康保険団体連合会	電話 059-222-4165

16. 第三者評価の実施状況について

みたき在宅ケアセンター訪問介護において、令和6年7月1日現在、第三者評価は実施していません。